

生命医療共済 生命医療こども共済 『ご加入のしおり』

【クレジットカード決済関係追補版】

クレジットカード決済導入に伴い事業規約を改定しました。
クレジットカード決済について重要な事項が説明されておりますので、
お手持ちの「ご加入のしおり」にはさみ、大切に保管してください。

第1章 共済掛金の払込方法について

1. 契約者は、組合の定める共済掛金を第2項に定める払込日に組合が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードにより払込むこと（以下「クレジットカード払」といいます。）とします。
2. 次の各号に定める日を共済掛金の払込日とします。
 - (1) ご契約については、この組合所定の申込書その他の必要書類の全てが毎月末日（以下「申込締切日」といいます。）までに受付けられ、かつ、組合がその加入を承諾した場合には、初回共済掛金の払込日は、申込締切日の属する月の翌月の組合が定める日（以下「指定日」といいます。）となります。指定日とは、以下のとおりです。
 - ① クレジットカード払の指定日は10日
 - (2) 更新契約における初回共済掛金の払込日は、更新前契約の共済期間満了日の属する月の翌月の指定日となります。
 - (3) 新規契約および更新契約における第2回以降の共済掛金の払込日は、初回共済掛金の払込日の属する月の翌月以降の毎月の指定日とします。

第2章 クレジットカード払いについて

1. クレジットカードは、組合の指定するクレジットカード会社との間で貸与または使用の認められたもので、かつ、共済契約の契約者とクレジットカード会社が貸与または使用を認めた者が同一であることとします。
2. 共済掛金は、組合がクレジットカードの有効性等を確認し、指定日に共済掛金相当額を決済することにより払込まれたものとします。ただし、組合がクレジットカード会社より共済掛金を領収できなかった場合には、当該払込月の共済掛金は払込まれなかったものとします。

第3章 氏名や住所の変更について（通知義務）

1. 契約の加入申込み後に次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、契約者は、遅滞なくその旨をこの組合所定の書面にて通知し、その承諾を得なければなりません。
 - (1) 契約者の氏名、住所または住居表示
 - (2) 被共済者の氏名
 - (3) 共済金受取人の氏名
 - (4) 共済掛金の払込口座
 - (5) 共済掛金の払込みに使用するクレジットカード
 - (6) 共済掛金の払込方法